

# 北上市市税条例の一部改正について

令和5年5月10日 議会全員協議会資料  
財務部市民税課



地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、北上市市税条例について、個人市民税及び軽自動車税に係る規定の一部を改正するもの。

## 改正内容（主なもの）

### 1 個人市民税【令和6年1月1日施行】

○森林環境税(国税)の導入に伴い、均等割と合せて同税を賦課徴収する

令和5年度まで (円)

	均等割 (本則)	震災 復興※1	いわての 森林づくり 県民税※2	合計
市民税	3,000	500	—	6,000
県民税	1,000	500	1,000	



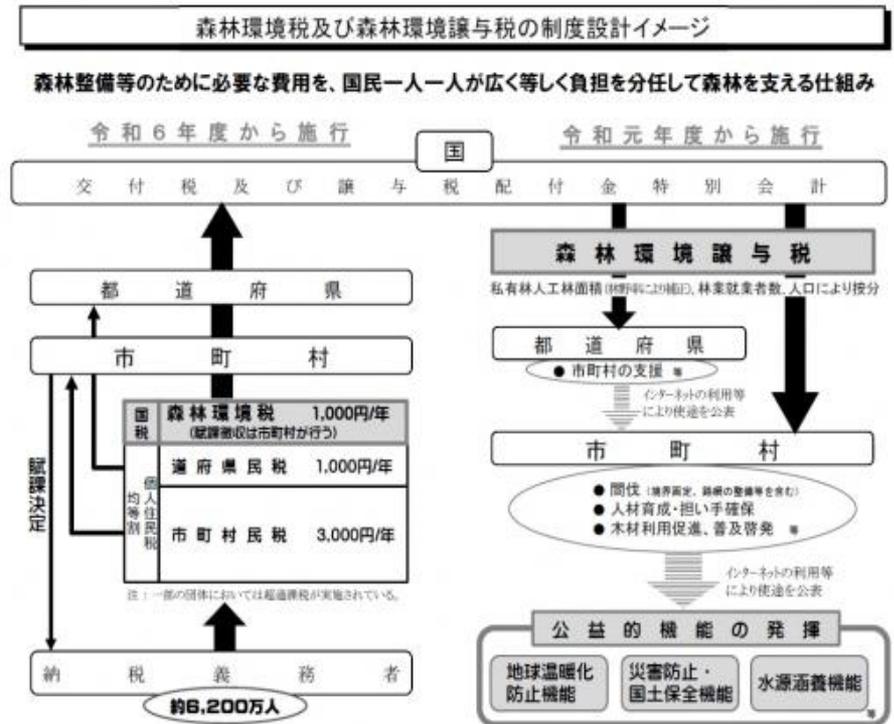
令和6年度から (円)

	均等割 (本則)	震災 復興※1	いわての 森林づくり 県民税※2	森林 環境税	合計
市民税	3,000	—	—	—	6,000
県民税	1,000	—	1,000	—	
国税				1,000	

※1 東日本大震災復興財源分 平成26年度から令和5年度で終了  
 ※2 平成18年度から令和7年度まで  
 (参考) 当市における令和4年度個人市民税納税義務者数 50,370人

### 【参考:森林環境税導入の目的等】

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設された



【参考: 当市における森林環境譲与税の主な活用状況】  
 令和4、5年度森林経営管理事業（森林経営管理事業航空レーザー計測、森林資源解析、森林境界線素図作成、地域林政アドバイザー雇用等）

## 2 軽自動車税【令和5年7月1日施行】

○新たな区分「特定小型原動機付自転車」創設に伴う所要の措置  
 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)により、新たに定義された「特定小型原動機付自転車」(一定の要件を満たす電動キックボード等)の税率を、原動機付自転車50cc以下の区分とする。

### 【市税条例の改正点(軽自動車税(種別割)の税率)】

- ・三輪以上で「特定小型原動機付自転車」に該当する場合は、ミニカーの税率区分ではなく原動機付自転車50cc以下の税率区分を適用する。(二輪のもので「特定小型原動機付自転車」に該当する場合は、50cc以下の区分で変更なし。)

### 【改正後の税率】

車種区分	税率(年税額)
原動機付自転車50cc以下(条例第86条第1号ア) ・2輪及び3輪以上の特定小型原動機付自転車	2,000円
原動機付自転車 ミニカー(条例第86条第1号エ) ・3輪以上の特定小型原動機付自転車等を除く	3,700円

### 【参考:規格】

	特定小型原動機付自転車
最高速度	20km/h以下
定格出力	0.6Kw以下
長さ	1.9m以下
幅	0.6m以下
高さ	—